3　「当期減少額」欄のうち「目的使用」欄には、各引当金の設置目的である支出の事実の発生があったことによる取崩額を記載すること。

4　「当期減少額」欄のうち「その他」欄には目的使用以外の理由による減少額を記載し、減少の理由を注記すること。

第3号様式　営業経費

（単位：百万円）

区　分	金　額
給料・手当	
退職給付費用	
福利厚生費	
減価償却費	
土地建物機械賃借料	
営繕費	
消耗品費	
給水光熱費	
旅費	
通信費	
広告宣伝費	
諸会費・寄付金・交際費	
租税公課	
その他	
計	

（記載上の注意）

監査役（委員会設置会社にあっては、監査委員）が監査をするについて、参考となるように記載すること。

○財務省令第十六号

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）第二十二条第一項の規定により読み替えて適用される株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第三十七条の規定に基づき、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第十六条に規定する業務を行う場合における株式会社国際協力銀行の会計に関する省令の特例を定める省令を次のように定める。

平成二十四年三月二十六日

財務大臣　安住　淳

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第十六条に規定する業務を行う場合における株式会社国際協力銀行の会計に関する省令の特例を定める省令

（目的）

第一条　この省令は、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（以下「駐留軍再編特別措置法」という。）第十六条に規定する業務を行う場合における株式会社国際協力銀行の会計に関する省令（平成二十四年財務省令第十五号。以下「株式会社国際協力銀行会計省令」という。）の特例を定めることを目的とする。

（定義）

第二条　この省令において使用する用語は、株式会社国際協力銀行法（以下「法」という。）、駐留軍再編特別措置法、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令（平成十九年政令第二百六十八号）及び株式会社国際協力銀行法施行令（平成二十三年政令第二百二十一号）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　勘定別財務諸表　駐留軍再編特別措置法第十八条の二の規定により経理を区分し、第四条に定める勘定を設けて整理する場合において当該勘定ごとに作成する財務諸表をいう。

二　勘定別附属明細書　勘定別財務諸表（キャッシュ・フロー計算書を除く。）に係る附属明細書をいう。

三　勘定別情報　連結財務諸表の作成が必要な場合に、当該連結財務諸表とは別に連結貸借対照表及び連結損益計算書に関して勘定毎に作成された情報をいう。

四　共通経費等　費用又は収益であって、第四条に定める勘定のうち一の勘定において経理すべき事項が他の勘定において経理すべき事項と共通の事項であるものをいう。

（株式会社国際協力銀行の会計に関する省令の適用）

第三条　駐留軍再編特別措置法第十六条に規定する業務に係る会計に関する事項その他の事項については、株式会社国際協力銀行会計省令の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる株式会社国際協力銀行会計省令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	法及び株式会社国際協力銀行法施行令（平成二十三年政令第二百二十一号）	法、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令（平成十九年政令第二百六十八号）及び株式会社国際協力銀行法施行令（平成二十三年政令第二百二十一号）
第五条第一項	財務諸表	財務諸表及び勘定別財務諸表
第六条	附属明細書	附属明細書及び勘定別附属明細書

（勘定区分）

第四条　駐留軍再編特別措置法第十八条の二の規定により設ける勘定は、次に掲げる勘定とする。

一　法第十一条各号に掲げる業務に係る勘定　国際協力銀行業務勘定

二　駐留軍再編促進金融業務に係る勘定　駐留軍再編促進金融勘定

（勘定別附属明細書の特例）

第五条　株式会社国際協力銀行会計省令第六条の規定にかかわらず、財務諸表に添付する附属明細書において勘定別の内訳を明らかにした場合は、勘定別附属明細書の作成を要しない。

（勘定別情報の作成）

第六条　会社が連結財務諸表を作成したときは、別表の様式に定めるところにより、勘定別情報を注記しなければならない。

（区分経理に係る会計処理の原則）

第七条　会社は、次に掲げる原則によって勘定別財務諸表を作成しなければならない。

一　同一環境下で行われた同一の性質の取引等に係る会計処理の原則及び手続は、原則として会社において統一するものとし、合理的な理由がない限り勘定ごとに異なる会計処理の原則及び手続を適用してはならないこと。

二　各勘定の費用及び収益は、各勘定が経理すべき業務に基づき合理的に帰属させ、政策の考慮のために事実の真実な表示をゆがめてはならないこと。